

## 仙台家庭裁判所委員会議事録

### 1 日時

令和4年6月16日（木）午後1時30分から午後3時00分まで

### 2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

### 3 出席者

#### (1) 委員

蘆立順美、猪股佳子、入江猛、川島喜弘、神田真介、倉林千枝子、坂井均、佐藤一樹、相馬潤子、福與なおみ、藤石伸子、前田駿太、宮川宏、宮崎謙、森田みさ（50音順、敬称略）

#### (2) 説明者

一柳主任書記官、伊藤主任書記官

#### (3) 事務局等

小澤首席家裁調査官、中井事務局長、内空閑首席書記官、松澤総務課長、伊勢総務課庶務係長

### 4 議事

(1) 前回のテーマであった「裁判所の一般広報について」に関する前回以降の仙台家庭裁判所での取組を報告した。

(2) 今回のテーマである「家事調停について～今後の運営の在り方など～」に関して、家事調停制度、これまでの調停運営の改善に向けた取組とウェブ会議実施に向けた検討状況について仙台家庭裁判所から説明した。

(3) ウェブ会議を利用した調停手続の実演見学（テレビ会議システムを利用した方法で代用）を行った。

#### (4) 意見交換概要

別紙のとおり

### 5 次回期日等

(1) 次回期日

令和4年11月22日(火) 午後1時30分

(2) テーマ

未定(おって決定する。)

(別紙)

### 意見交換概要

(以下、□は委員長、●は委員、○は説明者の発言とする。)

- ：ウェブ会議を利用した調停手続の実演見学を踏まえて、これまで説明した家事調停手続について、感想や質問、利用者のニーズとしてどのようなことがあるか、そのニーズに応えるための工夫・改善点などにつき、御意見をいただきたい。
- ：実演を見せてもらい、非常に参考になった。ニーズに関して、ウェブ接続に慣れている人とそうでない人がいると思うが、慣れていない人に対する技術的なサポートを裁判所でしてくれるのか。サポートをする場合、どのような方法を考えているか。
- ：方法については、現在検討中であるが、弁護士等の専門家だけではなく、調停の利用者本人がウェブ会議を利用することも考えているので、利用開始の際には、利用方法についての手順書を利用者への送付書類に同封することも検討している。
- ：調停委員へのウェブ会議用機器の習熟の機会は今後設ける予定であるが、利用者については、一次的には手順書を見て自分で対処してもらうことが基本で、技術的なサポートをどこまでできるかまではわからないが、仮に使用中に接続が切断してしまった場合は、電話会議の方法に切り替えるなどの対応を考えている。
- ：ウェブ会議利用は、とても良いシステムだと思った。しかし、コロナ禍になり2年以上経過してからウェブ会議を導入するのは、対応として遅いと感じた。ウェブ会議で利用するソフトは、Zoomなのか。
- ：家事調停手続のウェブ会議においては、Webexというソフトを使用する予定である。利用者にはこのソフト（アプリ）をパソコン等にインストールしてもらって裁判所と接続することを予定している。

- : ウェブ環境が広く整っている利用者ばかりではないことが今後の課題であると感じた。また、離婚調停について、育児をしながらウェブ会議を利用して調停を行うことについて、どのように考えているか。
- : 今後の課題として、どのような事件類型でウェブ会議を利用していくのかは検討していく予定である。また、育児により、裁判所への出頭が困難な場合などには、ウェブ会議を利用する方法で自宅から調停手続に参加することも有益だと考えており、これも今後の検討課題と考えている。
- : 裁判手続において、乳児を養育中の利用者について、調停の際も絶対に部屋を分けてとまでは考えていない。
- : ①自宅からウェブ会議で調停に参加する場合、近くに子どもがいると集中できないこともあるのではないかと。裁判所に託児所を設けてほしい。②一般利用者が限られた調停の時間の中で、自分の言いたいことを整理して話すのはかなりハードルが高いと思われる。法律のことなども詳しくないので、調停期日の前に問題点を整理したりする準備のための機会があっても良いと思った。言い分や争点に沿って回答する書面等があると、利用者と調停委員会の認識の共有も図りやすく、利用者にとっても有益である。③調停時間1時間30分を上限とする取組につき、1時間30分では聞き取りきれないのではないかと。④本人確認、非公開性の確保の点につき、方法としては、実演見学での内容程度しか考えられないと思うが、ウェブ会議での調停手続を生配信するような人も出てきたり、なりすましも心配である。確実に本人確認等をする必要があると感じた。
- : ②については、相手方に申立書写しと回答してほしい内容をまとめた書面等を送って、第1回調停期日までに提出してもらうようにしており、利用者のニーズも確認して調停運営ができるようにしている。調停の手続の流れや説明書面も同封して、理解してもらうように努めている。
- : ③については、②に加え、養育費や婚姻費用分担といった事件類型につき、聴取事項チェックリストを用意している。このリストは、調停委員から利用者に

対する必要な聴取事項を計画的に、早期の段階で聴取ができるよう、わかりやすくまとめたものである。利用者からの早期解決のニーズが高い上記2つの事件類型について問題点を整理しやすくしたもので、早期解決に向けて活用している。

□：調停手続は1回の期日で終了することは稀で、1回目の期日は事情を詳しく聴取するので時間がかかるが、2回目以降は対立点に絞って、チェックリストなども活用し、話し合いをしていくことになる。上記2つの事件類型は、別居中の夫婦で片方が無職の場合は、経済的に困窮してしまうので、早期に解決する必要性が高く、どういう点を聴取すると早期に解決できるかもある程度把握しているので、そういうことも踏まえてツールを活用しながら調停を行っている。

○：③については、調停時間の上限（目安）を設けないと一方の話を聞いている最中、相手を待たせすぎてしまうこともあるため、相手のことも考慮して設定している。

●：ウェブ会議利用が早く実現すると良いと思った。ただ、遺産分割事案では当事者が多数になる場合も多く、本人確認だけでもかなり時間がかかる心配があると思った。また、乳児を養育中の利用者は、自宅からウェブ会議による調停をすると、子どもが泣くと中断してしまったり、子どもがある程度話がわかる年齢になると、子どもに聞かせたくない話もあり、世話をしながら調停を行うのは難しいのではないかと。裁判所へ出頭する場合の方が、むしろ割り切れるのではないかと。自宅では割り切りが難しいと思う。さらに、接続について、途中で切断してしまった場合、電話に切り替えるなど代替措置がないと、その日のこれまでの手続がすべて無駄になるというのでは困るのではないかと。できれば、電話に切り替えるなど、代替措置を設けてほしいと思った。

○：ウェブ接続中の切断の際の代替方法につき、先行実施庁では、途中で接続が切れた場合には電話会議に切り替えるという方法も行っている。当庁もその方法

によるかは、今後、ウェブ利用の手順書を作成する際に検討していくことになると考えている。

- ：女性相談センターでDVや女性保護の観点で行政が介入する際に、離婚問題が発生することも多く、家庭裁判所を紹介することも多いが、一般の方にとって裁判所はハードルが高い。裁判所のウェブサイトでは、家事調停の手続説明の部分までたどり着きにくい。もっとわかりやすいと良いと思う。家庭裁判所の調停等を利用する可能性のある方に案内する場合も案内しやすくなると思う。最高裁では、チャットボットを採用しているようなので、手続説明について、採用を検討しても良いと思う。

子どもがいる方や障害者の方もおり、障害の特性に応じた様々なニーズがあると思う。今後のウェブ会議利用を検討する際に、そのような視点も取り入れていただきたい。

- ：裁判所ウェブサイトの手続説明ページが見つけにくい点については、今後改善を検討していきたいと考えている。

- ：①調停制度の広報用チラシに「家事調停は費用が安くて簡単」とあるが、裁判所は一般の人にはかなりハードルが高く、遺産分割調停などについても、相手方の親族と対面したくない場合は、弁護士等に依頼することになるが、どういった弁護士がいるかもよくわからない。裁判所に手続の案内から弁護士の紹介までワンストップで相談できるような部署があると良いと思った。

②ウェブ会議を利用する場合、対面だとわかる言葉のニュアンスや表情について、どこまで感じ取って手続を進めていけるのかという問題があると思う。

- ：①について、家裁の行っている「手続案内」においては、一般的に家事手続のどの手続についても行っているので活用いただきたい。遺産分割事件については、財産の内容次第では、自分で整理して申立てをするのは難しく、弁護士（代理人）に依頼するしかない場合もあり得る。その場合、裁判所で弁護士の紹介はできないが、法テラスや弁護士会の相談窓口を案内している。②につい

ては、おっしゃるとおりではあるが、裁判所への出頭が難しい利用者もおり、ウェブ会議は電話会議よりは表情が見えて良い面もあり、その利用を進めているところである。

□：裁判所の敷居が高いということについては、今後工夫をしていきたいと考えている。

○：②について、調査官としても、ウェブ会議を利用した調査がいつ始まってもしいように、現在、丁寧に調整・検討している。調査の際は、非言語情報も受け取って、審理の際にも参考にしているので、対面、ウェブ会議の違いの強みと弱みを十分慎重に検討していきたいと考えている。

□：事案によって、対面で行うか、ウェブ会議を利用するか選択していくことになると思う。

●：裁判所の調停と医療は似たメリットとデメリットがあると考えている。コロナ禍で遠隔医療が進み、実際に遠隔医療を選択した方は満足度100パーセントである。それは、患者のニーズと医師との長年培ってきた「この患者なら大丈夫」という信頼から成り立っているからであると思う。ニーズがあっても、子どもへの虐待などが疑われるケースでは来てもらうようにして、方法の選択の裁量権は医師が持っている。裁判所も同様に、対面にするのかウェブ会議を利用するのかの裁量権は裁判所が持つのが良いと思う。ウェブ会議利用のニーズは絶対あると思うが、利用対象者の選別を間違わないのが重要であると思う。

●：利用者の中には、移動支援の必要な方（車いすの方や視覚障害者）もおり、ウェブ会議利用のニーズがあり、とても良いと思う。他に、第三者による支援の必要な方（手話通訳や筆談等）については、第三者を入れる必要があることもあり、その場合、自宅からウェブ会議を利用することが認められるのか。

○：ウェブ会議利用の際、そのような第三者の関与を認めないということは考えていない。

- ：第三者による支援が必要な方が自宅からウェブ会議を利用する場合、第三者を経由するやりとりが多くなるので、第三者に対しても守秘義務等を徹底する必要があると思う。
- ：知的財産の分野でも3年前から調停制度が導入されて、裁判外での迅速な紛争解決も重要性を増しているので、調停の活用をぜひ進めてほしい。弁護士がついている調停とついていない調停とはどのくらいの割合なのか。また、弁護士がついているかどうかにより、調停成立の割合に違いはあるか。弁護士がついていると利用者は書面の作成等についても適切にアドバイスをもらえるが、ついていない場合に、書面等をきちんと作成できない利用者は、内容について裁判所職員から適切なアドバイスを受けることができるのか。というのも、調停は費用が安いというが、弁護士に依頼しないと結局手続が行えないのでは、弁護士費用も含めて手続利用を検討することになり、本当に費用が安くて使いやすと言えるのかということも考える必要がある。
- ：弁護士がついている調停とついていない調停につき、離婚調停では、体感では半々くらいの認識である。遺産分割調停では、申立人側に弁護士がつくことが多いが、相手方は本人であることも多いと認識している。成立の割合については、体感ではあまり有意な差はないと認識している。また、書面の作成については、離婚調停では、申立書はチェック式の書式を採用しており、作成はさほど難しくなく、添付書類も種類は少なく、専門性も高くないと認識している。
- ：コロナ禍であっても、私たちの機関では、相談の聞き取りはすべて対面で行った。それは、発達障害の子どものケースもあり、子どもによって特徴も様々で、しぐさや表情などから読み取る情報もあるので、ウェブ会議では全てを読み取ることが難しいと判断したためである。また、障害の程度や相談内容等によって、電話で受ける相談、ウェブ相談とレベルを分けて行っており、ウェブ相談はとても件数は少ない。裁判所でもウェブ会議利用開始に当たっては、利用者との信頼関係をもとに、利用者のニーズを把握することも重要だが、調停の成

立にもつながるように、ウェブ会議を利用するかどうかについて、裁判所が主導権を握ると良いと思う。その際には、発達障害の子どもについての視点にも留意してもらいたい。

- ：ウェブ会議利用はとても良いと思う。私たちの機関では、子どもとウェブで面談する際、機材をすべて貸し出しているので、ネット環境の問題は生じないが、機材やネット環境の問題、スマートフォンでも接続可能なのかなども疑問である。また、本人確認について、免許証を持っていない子どももあり、免許証に代わる本人確認方法についても検討が必要であると思った。
- ：それぞれにつき、今後御意見を参考にしながら検討していく予定である。
- ：取材現場でもウェブは活用している。ウェブはとても便利で、取材対象もこちらわざわざ対面する場所に赴かなくても良いので、今後も継続していくのだろうと思う。ただ、大事な話を深くじっくり聞くときは対面の方が良いと考える。場面によって、適切な方法を十分検討して使い分けるのが重要だと思うので、今後、裁判所のウェブ会議利用において、そのように検討していただけるということでそのまま進めてほしいと思った。
- ：①電話会議の方法による調停の場合の、本人確認方法はどのようにしているのか。②非公開性の確保はどのように行っているのか。
- ：①については、本人しか知り得ない情報を聴取して確認することで対応している。具体的には、住所、氏名、生年月日の他に、本籍や事件記録上表れている情報等である。②については、調停に関する書類を送付する際に、非公開性の確保に関する注意書を同封しており、調停期日の前に、同注意書の内容を守れるか、直接担当書記官が本人に確認を取り、調停期日当日は調停委員が本人確認後、周りに人がいないか、自分一人か、録音・録画が禁止されているが守れるかなどを一つ一つ確認してから期日を始めるようにしている。
- ：裁判官が利用者のニーズと事案の内容を踏まえて、電話会議の方法によるのに適しているか否か選別している。

- ：今聞いた本人確認方法と非公開性確保の方法は、むしろ電話会議の方法による場合、本人の申告を信じるしかないというデメリットがあり、心配である。
- ：そのとおりなので、今後はウェブ会議利用が進んでいくだろうと思う。
- ：電話会議の方法による場合でも、実際は、1回目の調停期日は出頭してもらい、2回目以降から電話会議で実施している。
- ：対面、電話会議、ウェブ会議と選択肢が増えるのは良いことだと思う。ウェブ会議を利用した調停手続は良い仕組みだと思う。事案に適しているのか、利用者のニーズに合っているのかをきちんと考えて、利用者のニーズもくみ取って、使い分けると良いと思う。